

阿蘇自然体験活動促進協議会設立趣意書

阿蘇地域では、阿蘇くじゅう国立公園を舞台に様々な自然体験アクティビティの実践が推進されてきました。2014年のユネスコ世界ジオパークの認定を受け、その活動は益々活発化してきたところです。阿蘇ジオパークガイドも今では107名が在籍・活動されています。また、インバウンド対策としては、2019年に観光庁の地域通訳案内士育成等計画の同意を受け、31名の阿蘇地域通訳案内士を認定しているところです。さらには、昨今のサステナビリティ推進を踏まえ、草原を活用したアクティビティの受入れには欠かせない牧野ガイド登録制度を設け、47名が現在活躍中にあります。

また、外的な情勢としては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による旅行需要の停滞から、入国規制の緩和措置により最近では多くの外国人旅行者を見受けるようになりました。さらには、世界最大の半導体受託製造企業である台湾のTSMCの菊陽町への進出により、阿蘇地域は観光・交流の場として目的地化されるものと推察されます。

この度の自然公園法の一部改正により、国立公園における地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続きの簡素化が可能となりました。今後は、地域協議会を設け、自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣からの認定を受けた場合には、その計画に記載された事業の実施に必要な許可が不要になるなどのメリットがあります。

そこで、阿蘇くじゅう国立公園の保護に支障を及ぼさず、公園計画に適合した質の高い自然体験活動の促進に寄与することを目的に、その推進に向けた合意形成や共通の方針の策定、事業の役割分担等について協議する機会として、自然体験活動促進事業の実施者をはじめ、施設・土地の所有者や関係者、行政などを構成員とし、自然公園法第42条の2の規定に基づき「阿蘇自然体験活動促進協議会（仮称）」を設立するものです。

■阿蘇地域で実践されているアクティビティ事例

